

マイナンバー通知カードが 郵送されています。

10月からマイナンバーが記載された「通知カード」が、皆さんの住民票の住所に簡易書留で郵送されています。書留の中には通知カード（右図上部）、個人番号カード交付申請書（右図下部）、返信用封筒、説明書が入っています。

通知カードは、平成28年1月以降、社会保障・税・災害対策の分野で行政機関などに書類を提出する際に必要となります。また、申請した個人番号カードを受け取るときや、引越しや結婚などで通知カードの記載事項に変更があった場合にも必要になりますので、大切に保管してください。

通知カードの郵送状況は、下記の個人番号カード総合サイトをご覧ください。個人番号カードコールセンターへお問い合わせください。

マイナンバー制度に関する問い合わせ

マイナンバーコールセンター ☎ 0570 (20) 0178

内閣官房 社会保障・税番号制度

<http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/bangoseido/>

通知カード・個人番号カードに関する問い合わせ

総務省 マイナンバー制度と個人番号カード

http://www.soumu.go.jp/kojinbango_card/

個人番号カード総合サイト

<https://www.kojinbango-card.go.jp/>

個人番号カードコールセンター ☎ 0570 (783) 578

《イメージ》



通知カード
(切り離して
ください)

個人番号
カード
交付申請書

***** e-TAX (電子申告) で確定申告をする皆さんへ *****

マイナンバー制度開始で、
住民基本台帳カードが変わります。

10月5日から社会保障・税番号制度（マイナンバー制度）が始まったことに伴い、住民基本台帳カード向けの公的個人認証の新規発行・更新は12月22日（火）午後5時をもって終了されます。公的個人認証の有効期限が失効する人は、早めの更新をお願いします。

また、住民基本台帳カードの新規発行も12月28日（月）をもって終了されます。

住民基本台帳カードは、今後、個人番号カードに順次切り替えられていきます。12月22日（火）以降に公的個人認証が必要な場合には、個人番号カードが必要になります。

個人番号カードは交付準備が整い次第、平成28年1月以降に順次申請者に交付していきます。申請時期などによっては、確定申告の時期までに交付されない場合がありますので、早めに申請してください。

